

## 経済法II

Katsuyuki Izumi · PROFESSOR / DEPARTMENT OF CIVIL AND ENVIRONMENTAL STUDIES, Katsuyuki Uehara · ASSOCIATE PROFESSOR / DEPARTMENT OF CIVIL AND ENVIRONMENTAL STUDIES

2 units (selection) 2nd-year(2nd semester, intensive)

**Target**) 経済法とは一定の経済政策に関する法全体を指す。経済法IIでは、様々な領域を対象とする経済法のうち、知的財産法を概説する(なお、経済法Iの履修または単位取得は要件ではない)。知的財産法とは、人間の知的活動の成果であって財産的価値を有する知的財産(具体的には技術や情報、音響、画像、コンピュータ・ソフトウェア、デザイン、ブランド等)に関する法の総称である。知的財産に関する議論は、わが国における産業政策・経済政策の柱の1つとして取り上げられていること、米国が近年、強化政策を採っていること、莫大な経済的利益に直結すること、情報化・マルチメディア化・ネットワーク化の進展に大きな影響があることなどを背景とし、現在最も重要視されている分野であるといえる。授業では知的財産法の体系を順に説明するだけでなく、最近のトピックスも出来る限り取り上げたい。法律の専門的知識は必ずしも求めないが、政治・経済・社会上の動きを知るため、新聞やニュース等に対して敏感な姿勢を望む。

**Outline**) 知的財産法の基本的理解

**Keyword**) *intellectual property law, copyright, patent, trademark, economic law*

**Relational Lecture**) “経済法I”(0.5), “民法I”(0.5)

**Goal**) ①知的財産法の今日的意義の理解、②知的財産法の基本的理解、③リーガルマインドの養成

**Schedule**)

1. 以下のような体系をもつ知的財産法を、16回の授業により概説する。
2. 1. 産業財産権法
3. 1) 知的創作物に関するもの……特許権、実用新案権、半導体の回路配置権、植物の新品種に関する権利、意匠権、ノウハウ(企業秘密)
4. 2) 営業標識に関するもの……商標権、商号権、サービス・マーク、原产地表示
5. 2. 著作権
6. 1) 著作者の権利……著作財産権(複製権など)、著作者人格権
7. 2) 著作隣接権(レコード業者、放送業者、歌手・演奏家等の権利)
8. 3) その他

**Evaluation Criteria**) 期末試験を中心に、授業メモ(ミニレポート)、小テスト、質問の有無等を考慮して成績評価を行う。

**Textbook**) 教科書については未定である。参考書として、著作権と特許について、1点ずつ挙げておく。・吉田大輔『著作権が明解になる10章』(出版ニュー

ス社)・竹田和彦『特許がわかる12章』(ダイヤモンド社)

**Contents**) <http://cms.db.tokushima-u.ac.jp/cgi-bin/toURL?EID=218551>

**Contact**)

- ⇒ Izumi (+81-88-656-7184, izumi@ias.tokushima-u.ac.jp) [MAIL](#) (Office Hour:  
後期:水曜16時10分から17時10分)  
⇒ Uehara (+81-88-656-7173, uehara@ias.tokushima-u.ac.jp) [MAIL](#)